

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-06-01		戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事				
事務事業名	子ども家庭総合センターの管理運営		部課名	子ども家庭総合センター		課長名	菊池	
			担当者名	村中		内線	3911	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	管理運営費						
	01-02-01	相談事業費						
	01-02-02	診断指導費						
事務事業の種類	○新規事業（○5年度 ○4年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	令和 2	(2020)	年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	○有 ●無	()	年度	法令等	荒川区子ども家庭総合センター条例			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の円滑な運営					
目的	子ども及び家庭に係る総合的な支援を行うことにより、区民が安心して子どもを生み育てることができる家庭環境及び地域社会の形成に寄与することを目的とする。							
対象者等	妊産婦及び18歳未満の子どものいる保護者 関係機関や近隣住民等							
内容	子ども家庭総合センターは、児童福祉法第12条第1項の規定に基づく児童相談所として、主に同法第11条第2項に掲げる下記業務を行う。 ●子ども及び家庭に係る総合的な相談対応（調査、判定、指導） ●児童の一時保護 ●里親に関する業務							
経過	平成31年 4月24日 政令指定申請（児童相談所設置市） 令和元年 8月30日 政令指定（児童相談所設置市） 令和 2年 4月 1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和 2年 7月 1日 児童相談所業務開始							
必要性	増加傾向にある児童虐待に対応するため、未然防止から相談対応、一時保護、施設入所、家庭復帰まで切れ目ない一貫した支援を行う必要があり、その拠点として、子ども家庭総合センター（児童相談所）は不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ●常勤職員 ●会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	児童虐待による重大事事件数	0	0	0	0	0	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	児童福祉法第12条第1項に基づく児童相談所として事業を継続する。						

予算・決算額の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額				—	186,664	150,973	149,322	201,948
決算額(5年度は見込み)				—	118,794	128,509	135,137	201,948
実績の推移	事項名(5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	光熱水費、消耗品費等	11,844	需用費	光熱水費、消耗品費等	15,134	需用費	光熱水費、消耗品費等	19,006
役務費	ごみ処理券、児童移送費等	3,322	役務費	ごみ処理券、児童移送費等	3,702	役務費	ごみ処理券、児童移送費等	5,114
委託料	法定点検、業務委託料等	97,393	委託料	法定点検、業務委託料等	102,158	委託料	法定点検、業務委託料等	151,667
使用料及び賃借料	公用車賃借料等	2,500	使用料及び賃借料	公用車賃借料等	2,677	使用料及び賃借料	公用車賃借料等	3,560
備品購入費	備品購入費	570	備品購入費	備品購入費	1,119	備品購入費	備品購入費	570
報償費	医師、弁護士謝礼等	8,131	報償費	医師、弁護士謝礼等	9,036	報償費	医師、弁護士謝礼等	18,459
負担金補助及び交付金	治療指導事業等利用に係る負担金	4,749	負担金補助及び交付金	東京都との協定に係る負担金	1,311	負担金補助及び交付金	東京都との協定に係る負担金	3,572

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	3年度	4年度	差額	行政収入	勘定科目	3年度	4年度	差額
物件費	114,766	123,124	8,358	国庫支出金	56,351	46,618	▲ 9,733		
維持補修費	838	1,491	653	都支出金	219	219	0		
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	1,027	403	▲ 624		
補助費等	12,905	10,522	▲ 2,383	使用料及び手数料	271	308	37		
減価償却費	51,168	51,168	0	その他	1,692	2,158	466		
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	59,560	49,706	▲ 9,854		
賞与・退職給与引当金繰入額	38,607	29,608	▲ 8,999	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 635,913	▲ 688,528	▲ 52,615		
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	▲ 1,412	▲ 1,412	0		
行政費用合計(b)	695,473	738,234	42,761	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 637,325	▲ 689,940	▲ 52,615		
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 637,325	▲ 689,940	▲ 52,615		

備考 行政費用の多くは、給与関係費及び物件費である。電気料金の高騰や3年に1度の法定点検等、施設の維持管理に伴う委託料が増加しているため物件費が増加している。行政収入は、児童虐待・DV対策等総合支援事業国庫補助金のほか、一時保護所賄収、自動販売機電気使用料収入(その他)である。

問題点・課題 児童相談所業務を安定的に実施するため、中長期的な専門人材の確保・育成や医師・弁護士の安定的な業務支援が受けられるよう体制を継続するとともに、さらなる充実が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、所内研修の充実を図る他、積極的に外部研修の受講を推奨し、職員の育成を図る。	計画的な所内研修実施のほか、外部研修等においても積極的な参加を呼びかけた。	児相部門と保護所部門の連携をさらに強め、所としての支援体制の一層の充実を図る。
②			
③			

他区の実況 (実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区)
実施区：港区、世田谷区、江戸川区、中野区、板橋区、豊島区

況議(要質問状) 令和2年度6月会議 アウトリーチ型支援の拡充について

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額				—	576,861	541,203	611,637	665,962
決算額(5年度は見込み)				—	328,746	505,916	558,443	665,962
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
役務費	里親制度に係る保険料等	143	事務委託費、補助金等	79,904		事務委託費、補助金等	129,131	
	事務委託費、補助金等	79,988	扶助費	国基準経費等	478,539	扶助費	国基準経費等	536,831
扶助費	国基準経費等	425,785						

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		3年度	4年度	差額	行政収入	勘定科目		3年度	4年度	差額
	給与関係費		35,399	32,023	▲ 3,376		地方税等		0	0	0
物件費		0	0	0	国庫支出金		215,480	247,996	32,516		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		425,785	478,539	52,754	分担金及び負担金		5,426	4,197	▲ 1,229		
補助費等		80,132	79,904	▲ 228	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		1,696	311	▲ 1,385		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		222,602	252,504	29,902		
賞与・退職給与引当金繰入額		2,864	1,815	▲ 1,049	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 321,578	▲ 339,777	▲ 18,199		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		544,180	592,281	48,101	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 321,578	▲ 339,777	▲ 18,199		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 321,578	▲ 339,777	▲ 18,199		

備考 行政費用は、児童入所施設に係る措置費である扶助費が大部分となっており、措置費の加算単価の増加や措置施設数の増加に伴い、増加している。また、扶助費については、国庫補助による歳入があり、扶助費の増加に伴い、増加している。

問題点・課題 ・東京都及び各児童相談所設置特別区とは、施設等への入所又は委託に関して、管轄に関わらず措置できることとしているため、支弁基準等について、都区間で統一を図る必要がある。
・特別区児童相談所の増により、施設側の事務負担が一層増えることが想定される。措置費請求の一元化等を含め、都、区、施設が協議して、事務の効率化を進める必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	定例の事務担当者会の開催の他、都区間における支弁基準の統一化について、適宜、調整を図る。	定例の事務担当者会の開催の他、都区間における支弁基準の統一化について、適宜、情報共有や調整を図った。	引き続き、都区間における支弁基準の統一化について、適宜、検討調整を図っていく。
②	引き続き、子どもの安全を確保しつつ、措置費請求事務について、適切な督促を行う。	子どもの安全を確保しつつ、措置費請求事務について、適切な督促を行った。	措置費請求事務の一元化等、都、区、施設が連携した事務の効率化について検討する。
③			

他区の実況 (実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区)
実施区：港区、世田谷区、江戸川区、中野区、板橋区、豊島区

議(会)質(問)状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-06-03		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	児童虐待防止対策事業		部課名	子ども家庭総合センター		課長名	菊池	
			担当者名	鈴木		内線	3933	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-03	児童虐待防止対策事業費						
	01-02-04	養育支援訪問事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度)			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 18 (2006) 年度	根拠	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 () 年度	法令等	荒川区要保護児童対策地域協議会要綱					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の円滑な運営					
目的	児童虐待の防止等に関する施策を推進し、子どもの権利利益の擁護に資することを目的とする。							
対象者等	妊産婦及び18歳未満の子どものいる保護者 関係機関や近隣住民等							
内容	<p>【要保護児童対策地域協議会】 要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等に関する情報及び要保護児童等への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。</p> <p>【啓発活動】 児童虐待防止や虐待通告に関する啓発活動を行う。</p> <p>【養育支援訪問事業（育児家事支援ヘルパー派遣、安心子育て訪問事業）】 育児に不安があり周囲から十分な支援が得られない家庭を、委託事業者のヘルパーや地域の育児支援活動団体のボランティアが訪問し、傾聴や育児・家事支援等を行うことにより、育児不安や孤立化の解消を図る。</p>							
経過	H19. 2 荒川区要保護児童対策地域協議会設置 H19.10 児童虐待への対応を強化するため、先駆型子ども家庭支援センター（総合相談、地域組織活動等の従来機能に加え、児童虐待の予防と早期発見、見守り機能を付加）に移行 H19 児童生徒への虐待防止カードの配布、H21 虐待対応専門相談員の配置、虐待予防講演会 H22 虐待予防のためのグループミーティング（H25～27 モンセスパ アレンジングプログラム実施） H23 機能強化：精神科医のスーパーバイズ、心理専門相談員配置 H25 虐待対策コーディネーターの配置及び虐待対策ワーカーの増配置 H27. 2 特定妊婦情報提供ガイドライン作成 H27. 4 子ども家庭支援センターが係から課となる H27. 6 安心子育て訪問事業開始 H30. 4 弁護士によるスーパーバイズ開始 R 2. 4 荒川区子ども家庭総合センター開設 R 2. 7 児童相談所業務の開始							
必要性	児童福祉法の規定により要保護児童対策地域協議会の設置が必要である。また、虐待や養育困難などリスクの高い家庭や育児不安が強い家庭に対し、リスク軽減や育児不安の解消のため、協働による育児家事支援を行う事業として必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 補助事業（安心子育て訪問事業） 委託事業（養育支援訪問事業（育児家事支援ヘルパー派遣））							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	児童虐待防止講演会（子育て講演会）参加者数	0	74	57	70	70	2年度は感染症拡大防止のため中止 4年度は映画鑑賞会を実施
	②	虐待防止グループミーティング（はーふタイム）参加者数	41	39	57	60	60	延べ人数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度	子どもの権利利益の擁護のために事業を継続する。						
継続	継続							

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		8,152	4,742	5,062	7,684	6,596	6,422	6,424
決算額(5年度は見込み)		3,788	4,028	3,634	4,189	4,159	4,119	6,424
実績の推移	事項名(5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	児童虐待新規件数(区・児相合計)	470	531	642	572	477	516	500
	うち区児童虐待新規件数	284	281	328	-	-	-	-
	児童虐待防止講演会参加者数	68	62	42	0	74	57	70
	虐待防止グループミーティング参加者	42	48	37	41	39	57	60
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	講師謝礼	344	報償費	講師謝礼	347	報償費	講師謝礼	434
需用費	啓発物品、マニュアル等	620	需用費	啓発物品、マニュアル等	792	需用費	啓発物品、マニュアル等	1,282
使用料及び賃借料	講演会会場使用料等	5	使用料及び賃借料	講演会会場使用料等	15	使用料及び賃借料	講演会会場使用料等	136
委託料	育児家事支援ヘルパー派遣	2,080	委託料	育児家事支援ヘルパー派遣	2,311	委託料	育児家事支援ヘルパー派遣	2,639
負担金補助及び交付金	安心子育て訪問事業	1,110	負担金補助及び交付金	安心子育て訪問事業	654	負担金補助及び交付金	安心子育て訪問事業	1,933

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		3年度	4年度	差額	行政収入	勘定科目		3年度	4年度	差額
	給与関係費		12,020	7,650	▲ 4,370		地方税等		0	0	0
物件費		2,705	3,118	413	国庫支出金		1,927	1,813	▲ 114		
維持補修費		0	0	0	都支出金		1,568	1,318	▲ 250		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		1,454	1,001	▲ 453	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		3,495	3,131	▲ 364		
賞与・退職給与引当金繰入額		972	434	▲ 538	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 13,656	▲ 9,072	4,584		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		17,151	12,203	▲ 4,948	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 13,656	▲ 9,072	4,584		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 13,656	▲ 9,072	4,584		

備考 行政費用は、養育支援訪問事業業務委託費等の物件費のほか、安心子育て訪問事業に伴う補助金等による補助費であり、補助費については安心子育て訪問事業の利用実績が減少したため、減少している。

問題点・課題 要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関と密な連携強化を図り、機動的に相談に対応できる体制を構築する。
学校、保育園の教職員等、関係者ひとりひとりにまで虐待防止の取組みと児童相談所の機能の理解が進むよう周知活動を推進する。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、関係機関への通告ルールの周知に努め、連携強化を図る。	学校・保育園等の関係機関で実施する会議において、事例検討等の機会を設け、通告ルール等の周知を図った。	学校・保育園に限らず、様々な関係機関に出向いて周知する活動を継続し、児相を中心とした区内の連携強化をさらに強める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議(要旨)問状	平成26年 6月会議 平成27年 9月会議 平成28年 9月会議 平成28年11月会議 令和 3年11月会議	居所不明児童への対応について 児童相談所の区移管の進捗状況について 里親の担い手を増やす体制と目標を持つこと 里親制度の理解と普及啓発 児童虐待防止に関して、児童への啓発や講演会の充実を図ること	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-06-04		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	24時間・365日体制強化事業		部課名	子ども家庭総合センター		課長名	菊池	
			担当者名	村中		内線	3911	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-07	24時間・365日体制強化事業						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度)			<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 20	(2008)	年度	根拠				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		()	年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の円滑な運営					
目的	児童虐待通告や子育て相談を24時間365日確実に受け付ける体制を確保し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図ることを目的とする。							
対象者等	【あらかわキッズ・マザーズコール24】 妊産婦及び18歳未満の子どものいる保護者 【児童相談所虐待対応ダイヤル（189）】 関係機関や近隣住民等							
内容	【あらかわキッズ・マザーズコール24】 0120-536-883 ※通話料無料 妊娠や子育てに関する相談について、24時間365日電話対応を行う。最初に看護師が電話で相談の内容を聞き、内容によって臨床心理士等との相談につなげる。 対応は原則匿名かつ即答で行うが、相談者が区への相談引継ぎを希望した場合、虐待が疑われる場合、又は相談者への支援が必要な場合（メンタルヘルス、ひとり親等）については、必要な情報の収集を行う。 【児童相談所虐待対応ダイヤル（189）】 ※通話料無料 夜間及び閉庁日に、児童相談所虐待対応ダイヤルより転送された児童虐待通告及び児童相談に対応する。児童虐待相談に従事した経験を有する者（児童福祉司等）が聞き取りを行い、すべての入電について区に報告する。							
経過	平成20年度 あらかわキッズ・マザーズコール事業開始 平成27年度 対象年齢を「6歳までの児童」から「18歳未満の児童」に変更し対象年齢を拡大 令和2年7月 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）運用開始							
必要性	児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のために、24時間・365日相談を受け付ける窓口を設置する必要がある。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 令和2年度の契約に当たっては、プロポーザル方式により事業者を選定。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	相談受付件数（年間）あらかわキッズ・マザーズコール24	1,509	1,254	1,069	1,300	1,300	
	②	相談受付件数（年間）児童相談所虐待対応ダイヤル	138	205	261	200	200	令和2年度は7月から事業開始
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のために事業を継続する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		4,656	4,656	4,699	12,870	12,712	20,112	29,212
決算額(5年度は見込み)		4,656	4,656	4,699	10,718	12,712	13,867	29,212
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
入電件数(キッズ・マザーズコール24)		2,603	2,284	1,888	1,509	1,300	1069	1300
入電件数(189)		-	-	-	138	120	261	200

予算・決算の内訳

令和3年度(決算)		令和4年度(決算)		令和5年度(予算)	
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	電話相談業務委託料	12,712	委託料	電話相談業務委託料	13,867
	・児童相談所虐待対応ダイヤル(189)			・児童相談所虐待対応ダイヤル(189)	
	・あらかわキッズ・マザーズコール24			・あらかわキッズ・マザーズコール24	
				・SNS相談業務	
				・SNS相談	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,041	1,125	84	地方税等	0	0	0
	物件費	12,712	13,867	1,155	国庫支出金	3,986	4,563	577
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,369	2,369	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	6,355	6,932	577
	賞与・退職給与引当金繰入額	84	64	▲20	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲7,482	▲8,124	▲642
	其他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	13,837	15,056	1,219	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲7,482	▲8,124	▲642
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲7,482	▲8,124	▲642	

備考 主な行政費用は、電話相談業務委託料としての物件費であり、業務委託内容に警察からの口頭による児童通告の対応を追加したことに伴い、増加している。行政収入は、児童相談所虐待対応ダイヤル(189)に係る国庫補助金及びあらかわキッズ・マザーズコール24に係る都補助金である。

問題点・課題 区ホームページや区報での周知の他、社会的関心も高まり、入電件数は増加傾向である。引き続き、誰でも気軽に相談できる窓口として、区民への積極的な周知を図り、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に繋げていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	昨年度までの取組みに加え、各種啓発事業等においても、事業の周知を図っていく。	区ホームページや毎号の区報に相談先を掲載したほか、開催された各種イベントの場においても啓発物品等を活用し周知を図った。	区ホームページや区報での周知の他、学校、保育園等の様々な関係機関に向いて直接周知する活動を重視し虐待の未然防止を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施) 6 区 未実施 16 区 不明 0 区)
189 : 港区、世田谷区、江戸川区、中野区、板橋区、豊島区	
況議(要旨)問状	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	10-06-05	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	ショートステイ事業	部課名	子ども家庭総合センター	課長名	菊池			
		担当者名	鈴木	内線	3933			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-09-01	ショートステイ事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18（ 2006 ）年度	根拠	児童福祉法、子育て短期支援事業実施要綱、荒川区ショートステイ事業実施要綱等					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、当該児童について、短期間の養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。							
対象者等	1. 区内に在住する2歳以上義務教育終了前までの児童及び保護者（施設ショート、協力家庭ショート※協力家庭の場合のみ、きょうだい利用で1歳児可） 2. 区内に在住する0歳及び1歳の児童及び保護者（乳幼児ショートステイ事業）							
内容	1. 対象者 次のいずれかの事由に該当する者で、他に養育する者がいない者 (1) 保護者の疾病 (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等 (3) 出産、看護、事故等 (4) 冠婚葬祭、出張、学校行事参加等の社会的事由 2. 利用期間 7日以内（2歳児以上のショートステイのみ日帰り利用可） 3. 申込方法 原則として利用日の3ヶ月前から3日前 4. 定員 ショートステイ事業：原則3人、乳幼児ショートステイ事業：原則1人、協力家庭：原則1人 5. 基本負担額（1人1日当たり） 3,000円（住民税非課税世帯1,500円、生活保護世帯0円）							
経過	平成18年 2月 ハイツ尾竹内にショートステイ専用室設置。18年6月から事業開始 平成18年12月 事業の弾力的な運用として日帰り利用を開始 平成20年 4月 受入児童の年齢を「3歳以上」から「2歳以上」に引き下げ 平成24年 4月 受入児童の年齢を中学校就学前から義務教育終了前まで引き上げ 平成25年 4月 受付期間を利用日の5日前から3日前に短縮 平成26年 4月 交通費の上限を1日当たり500円に改正 平成28年 3月 乳幼児ショートステイ事業を開始（日本赤十字社医療センター附属乳児院に委託） 平成30年10月 保護者に代わり一時的に児童を養育する「協力家庭」でのショートステイ事業を開始 令和2年 4月 協力家庭ショートステイ事業でのきょうだい利用で、1歳の受入れを可とする 令和4年 4月 ショートステイ事業運営事業者を変更（社会福祉法人扶助者聖母会に委託） 令和5年 4月 ショートステイ事業運営事業者を変更（社会福祉法人友興会に委託）							
必要性	児童福祉法で市町村で実施する努力義務が規定されている。保護者が疾病・出産・冠婚葬祭等一時的に養育が困難な場合の対応として、区として必須の事業である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） ○施設：社会福祉法人友興会（児童養護施設クリスマス・フォレスト）○乳幼児：日本赤十字社医療センター附属乳児院（渋谷区）○協力家庭：区内各協力家庭（R4年度実績7家庭）にそれぞれ委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	利用児童数（延べ利用日数）	72	80	174	236	230	ショートステイ事業
	②	利用児童数（延べ利用日数）	27	68	83	86	80	乳幼児ショートステイ事業
③	利用児童数（延べ利用日数）	207	344	503	504	500	協力家庭ショートステイ事業	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	児童福祉法において市町村が実施する事業として規定されており、家庭で一時的に養育困難となった児童の養育環境の確保のため、継続していく。						

予算・決算額の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		13,807	16,011	16,156	19,797	19,348	20,110	26,174
決算額(5年度は見込み)		13,570	11,605	13,368	13,711	14,769	19,380	26,174
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
ショートステイ延べ利用日数		155	129	107	72	80	174	236
乳幼児ショートステイ延べ利用日数		30	70	57	27	68	83	86
協力家庭ショートステイ延べ利用日数		-	63	204	207	344	503	504

予算・決算の内訳

令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	ショートステイ事業運営委託	4,744	委託料	ショートステイ事業運営委託	8,166	委託料	ショートステイ事業運営委託	13,670
委託料	乳幼児ショートステイ業務委託	7,167	委託料	乳幼児ショートステイ業務委託	7,155	委託料	乳幼児ショートステイ業務委託	7,263
需用費	チラシ等用紙、感染症対策	4	需用費	チラシ等用紙、感染症対策	18	需用費	チラシ等用紙、感染症対策	50
役務費	賠償責任保険料	158	役務費	賠償責任保険料	151	役務費	賠償責任保険料	151
委託料	協力家庭委託費	2,696	委託料	協力家庭委託費	3,890	委託料	協力家庭委託費	5,040

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		3年度	4年度	差額	行政収入	勘定科目		3年度	4年度	差額
	給与関係費		7,288	5,625	▲ 1,663		地方税等		0	0	0
物件費		14,611	19,229	4,618	国庫支出金		957	750	▲ 207		
維持補修費		0	0	0	都支出金		1,457	3,157	1,700		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		158	151	▲ 7	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		4,612	0	▲ 4,612		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		7,026	3,907	▲ 3,119		
賞与・退職給与引当金繰入額		590	319	▲ 271	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 15,621	▲ 21,417	▲ 5,796		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		22,647	25,324	2,677	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 15,621	▲ 21,417	▲ 5,796		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 15,621	▲ 21,417	▲ 5,796		

備考 行政費用は、ショートステイ事業業務委託料である物件費が大部分を占めており、受入体制の充実による人件費の増加や利用実績の増加に伴い、増加している。また、当物件費については、国庫補助及び都補助による歳入がある。

問題点・課題 ①ショートステイ事業において、新たに区内児童養護施設での開始に伴い、利用者の増加が見込まれるため、事業実施に支障がないよう運営事業者と緊密な連携が必要である。
②協力家庭の在住する地区が偏在しており、事業利用希望者の居住地によっては、利用の際の送迎等、負担が増す可能性がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区内全域に協力家庭が登録されるよう、引き続き周知活動を行っていく。	協力家庭の周知活動により、新たな協力家庭への登録があった。	区内にショートステイ施設が開設された利点を活かし、新たな運営事業者と運営体制や協力家庭の周知等をより一層充実させる。
②			区内にショートステイ施設が開設された利点を活かし、協力家庭の利用と相互調整を行い、利用者の負担軽減に努める。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議(会)質(問)状	